

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



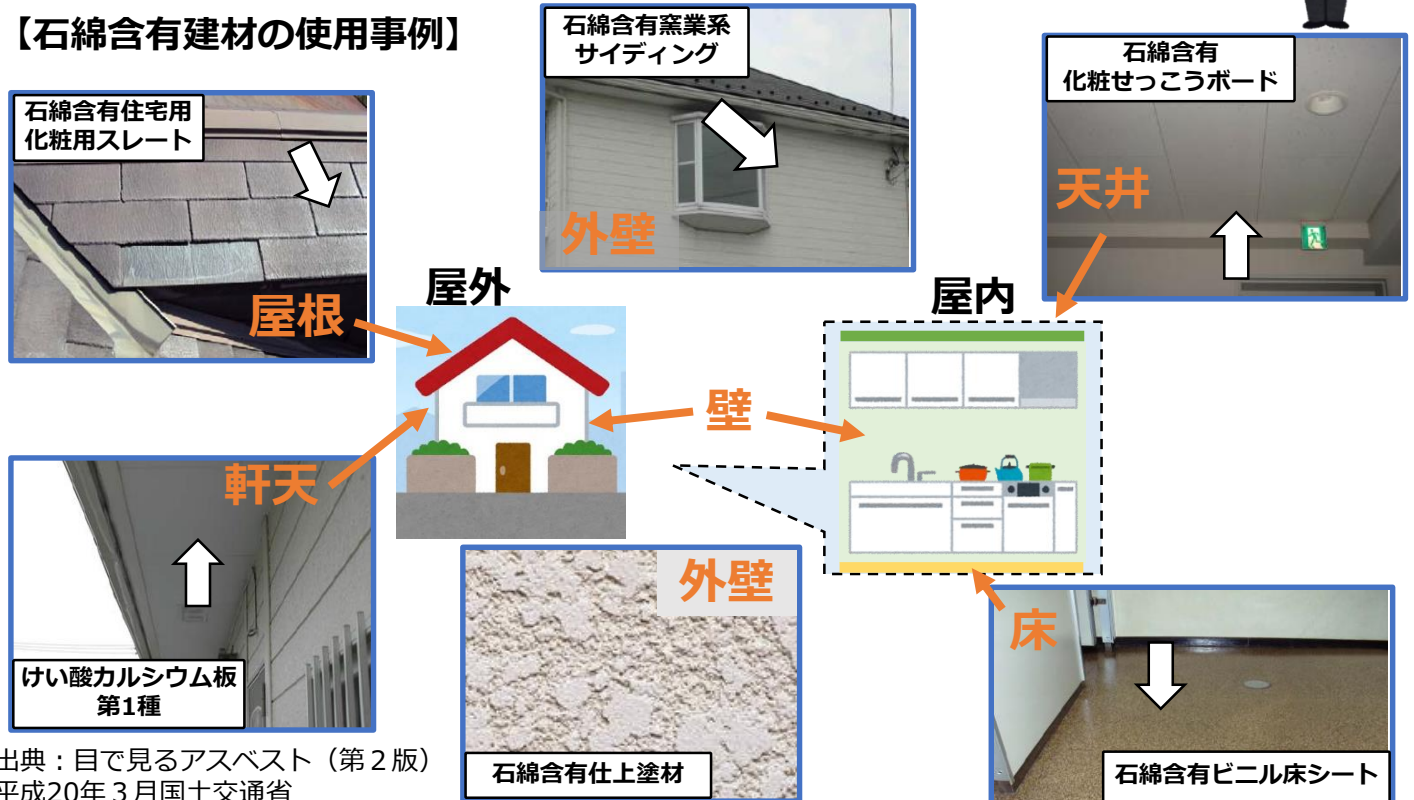
Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



Q2. 調査は誰が行うのですか？



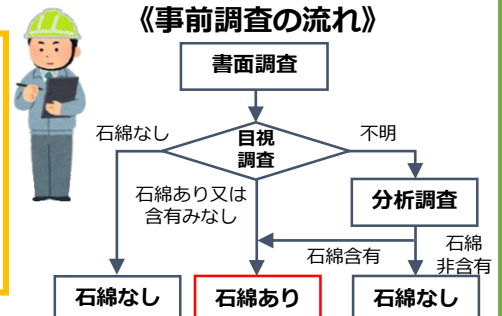
A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。

過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。



事前調査〈工事の元請業者等が実施〉への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に**事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担**をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に**事前調査結果の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管してください。**



大気汚染防止法 第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

◆事前調査で建築物に石綿の使用が確認されたら

- ①建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が**周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要**となります。
- ②また、事前に都道府県等へ作業実施の**届出が必要な場合があります**。

①石綿の飛散防止措置＜工事の施工者が実施＞

- 工事施工者が適切な飛散防止措置を実施し、法令で定められた作業基準を遵守するためには、適切な施工方法の選択、適切な工期及び工事費の確保が必要となります。
- 工事の**発注者は工事の請負条件に、作業基準遵守を妨げるおそれのある条件を付けてはなりません**。

②作業実施の届出＜工事の発注者が実施＞

- 吹付け石綿や石綿含有断熱材等が使用された建物の解体、改造・補修工事を行う場合、原則として**工事の発注者は、作業の開始14日前までに都道府県等※へ作業実施の届出を行う必要があります**。
工事の発注者は、元請業者から報告される事前調査結果から届出の必要性を確認してください。

届出が必要な石綿含有建材：吹付け石綿並びに、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

※ 都道府県等とは都道府県、政令市等大気汚染防止法の事務を所掌する自治体（地方公共団体）になります。
法に基づく届出以外に、条例など独自の届出が必要な場合もあります。詳細は自治体に確認してください。

大気汚染防止法 第18条の17（抜粋）

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

届出が必要な石綿含有建材の使用事例

出典：目で見えるアスベスト第2版
平成20年3月国土交通省



柱や梁に施工
吹付け石綿



エルボ部に使用
石綿含有保温材



煙突の内側に使用
石綿含有断熱材



鉄骨を被覆して保護
石綿含有耐火被覆材

③建物の解体、改造・補修が完了したら

- 工事の元請業者は、石綿の除去等作業が終了したら、発注者に**作業完了の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管**してください。

都道府県等への問い合わせはこちらへ

大気汚染防止法に基づく
届出・問い合わせ窓口



<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

大気汚染防止法における規制について 詳しく知りたい方はこちらへ

石綿（アスベスト）問題への取組
建築物を壊すときはどうしたらいいの？



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>